

証券コード 2776

令和5年4月13日

(電子提供措置の開始日令和5年4月6日)

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚三丁目34番1号  
新都ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 鄧 明 輝

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第39期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[https://www.shintohtd.co.jp/ir\\_category/meeting/](https://www.shintohtd.co.jp/ir_category/meeting/)

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「新都ホールディングス」または証券「コード」に「2776」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、誠にお手数ではございますが、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年4月27日（木曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年4月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目3番6号  
ホテルベルクラシック東京 8階「ラブソディ」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報 告 事 項 1. 第39期（令和4年2月1日から令和5年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第39期（令和4年2月1日から令和5年1月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	取締役の報酬額改定の件
第4号議案	監査役の報酬額改定の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎ 議決権行使書の各議案につき賛否の意志表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染予防に関するご案内

本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.shintohtd.co.jp/>

# 事業報告

(令和4年2月1日から  
令和5年1月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染症対策と経済活動の両立が進み、緩やかな回復基調にありました。しかしながら、中国の「ゼロ・コロナ政策」大幅緩和後の混迷やウクライナ情勢の長期化などによる地政学的なリスクの顕在化を契機とした原材料・エネルギー価格の高騰、世界的なサプライチェーンの混乱による部品・半導体不足に加え、各国の高インフレ対策による景気減速の懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、世界的な資源価格の上昇があるなかで、顧客や社会のニーズに応えた高品質製品の開発や生産体制の合理化等の重点施策に取り組み、利益率向上等による収益体質・財務体質の改善を図りながら、前連結会計年度中より開始した廃金属に係る貿易取引を軸に事業規模拡大に努めてまいりました。

しかしながら、当連結会計年度において、特に、中国向け貿易事業に係る大口商材取引が、中国内需停滞の長期化等により伸び悩んだことから、売上高は、4,019,669千円（前期比15.72%減）、営業損失は209,518千円（前期は44,625千円の営業利益）、経常損失は198,114千円（前期は15,441千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は212,477千円（前期は64,312千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当社のセグメント別の業績は以下のとおりです。

#### ①アパレル事業

アパレル事業につきましては、事業全体の見直し並びに事業の再構築を進めております。その一環として既存の卸売事業構造を抜本的に見直す一方、当社が保有するブランドライセンスの認知度向上に注力して参りました。

また、中国子会社を中心に行っている中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売事業につきましては、中国本土における新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウン(都市封鎖)の影響から完全には抜け切れておらず、本格的な回復にはまだ一定の時間がかかるものと思われまます。

この結果、売上高は24,393千円（前年同期比42.53%減）、セグメント利益は2,042千円（前期比77.66%減）となりました。

### ②不動産関連サービス事業

不動産関連サービス事業につきましては、当社が令和2年12月30日付にて子会社化した株式会社大都商會が保有する工場の賃貸収入を計上した結果、売上高は3,216千円（前期比99.04%減）、セグメント損失は433千円（前期は1,266千円のセグメント損失）となりました。

### ③貿易事業

当社グループの収益性の改善および安定的な収益の柱の構築を目的に、日用雑貨品及びその他製品の輸出取引に加え、ポリエチレンテレフタレート（PET）の輸入およびプラスチック再生製品等の輸出入業務を行っております。また、アルミニウムや銅を主体とする廃金属に係る輸出入貿易業務を開始いたしております。

この結果、売上高は3,992,059千円（前期比9.11%減）、セグメント利益は114,324千円（前期比60.24%減）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、第6回新株予約権の行使により、総額536,119千円の資金調達を行いました。

#### 4. 対処すべき課題

対処すべき課題は下記のとおりです。

① 収益基盤の強化

激しく変化する経営環境の中で、安定的な収益の確保ができる企業体質を構築するために、さらなる収益の構造改革に取り組んでまいります。

② 内部統制の強化

財務報告に関する業務の標準化を進め、業務記述書、フローチャート及びリスクコントロールマトリックス等の一層の精度向上を図り、内部統制が十分機能する体制を構築します。

③ 全社的な課題について

当社グループでは、今後の業容拡大、継続的な成長を続けられる企業体質の確立に向けて、引き続き各種業務の標準化と効率化の徹底による事業基盤の確立が重要な課題であると認識しております。そのために、グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するような組織体制の整備・運用を推進し、経営基盤の一層の強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### 7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### 8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 36 期 (令和 2 年 1 月期)	第 37 期 (令和 3 年 1 月期)	第 38 期 (令和 4 年 1 月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (令和 5 年 1 月期)
売 上 高	885,693	711,682	4,769,500	4,019,669
営業利益又は営業損失(△)	△294,820	△136,284	44,625	△209,518
経常利益又は経常損失(△)	△321,646	△163,366	15,441	△198,114
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△327,599	△164,319	64,312	△212,477
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	△22.28	△9.20	2.53	△7.57
総 資 産	949,323	1,387,188	1,425,705	1,995,509
純 資 産	333,484	610,006	909,700	1,254,592
1株当たり純資産額(円)	18.97	25.98	34.42	38.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
株式会社大都商会	50,000,000円	100.00%	プラスチック樹脂 販売事業

### 11. 主要な事業内容（令和5年1月31日現在）

事業	内容
アパレル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジュアルウェアの企画・生産委託・商品の卸売</li> <li>・衣料品を中心とした海外ブランドの国内でのライセンス供与</li> <li>・中国本土におけるユニフォームの企画・販売</li> </ul>
不動産関連サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に中華圏・在日中国人顧客を対象としたインバウンド不動産事業（開発・売買・仲介業務等）</li> </ul>
貿易事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃金属（アルミニウム・銅）商材関連の輸出入業</li> <li>・金属原材料の回収、再生、加工処理、製錬、販売業</li> <li>・ポリエチレンテレフタレート（PET）等の輸入販売</li> <li>・プラスチック再生製品の輸出入業務</li> <li>・日用雑貨品、酒類及び他製品の中国企業への輸出販売並びに日本企業への輸入販売</li> </ul>

### 12. 主要な営業所（令和5年1月31日現在）

#### ① 当社

名称	所在地
本 社	東京都豊島区

#### ② 子会社

名称	所在地
上海銳有商貿有限公司	中国上海市
株式会社大都商会	東京都豊島区

13. 主要な借入先（令和5年1月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社きらぼし銀行	248,611千円

14. 従業員の状況（令和5年1月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業	従業員数
アパレル事業	2名
不動産関連サービス事業	1名
貿易事業	24名
全社（共通）	16名
合計	43名

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（日働8時間換算）3名が含まれております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	6名減	56.6歳	1.41年

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項ありません。



## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（令和5年1月31日現在）

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数 31,966,100株  
※発行済株式の総数 31,966,100株は、自己株式 58,200株を含んでおります。
3. 株主数 4,459名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 DMM. com証券	3,424,400株	10.73%
トウメイホイ	3,340,918株	10.47%
DADU (HONG KONG) CO., LIMITED	3,126,500株	9.80%
株式会社 Y. S. D	2,994,000株	9.38%
株式会社 協栄情報	2,994,000株	9.38%
田賀健太郎	1,150,700株	3.61%
J Pモルガン証券 株式会社	664,600株	2.08%
篠山証券 株式会社	621,300株	1.95%
極東証券 株式会社	557,300株	1.75%
葉青	360,000株	1.13%

(注) 持株比率は、自己株式 58,200株を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況（令和5年1月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鄧 明 輝	株式会社大都商会 代表取締役社長 大都(香港) 實業有限公司 董事
取 締 役	塚 本 雄 三	
取 締 役	半 田 紗 弥	
取 締 役	下 村 昇 治	下村・奥村税理士法人 代表社員
常 勤 監 査 役	根 本 佳 明	
監 査 役	高 際 定 弘	
監 査 役	呂 娟	株式会社アルバックス 代表取締役

- (注) 1. 取締役下村昇治氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役高際定弘氏、呂娟氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は取締役下村昇治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 2. 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	33,800千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5,400千円 (2,400千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	39,200千円 (5,400千円)

- (注) 1. 当社では、取締役及び監査役の報酬総額は、過年度定時株主総会の決議により、年額1億円以内となっております。  
 2. 監査役3名のうち、1名は株式会社大都商会より当事業年度に1,510千円の報酬を得ておりません。  
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 4. 報酬等の額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。

#### ① 役員報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針に係る事項

##### (1) 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上のため、当社の取締役の報酬等は、各取締役に期待する役割・機能、各期の業績、貢献度、職務遂行に係る時間等を適切に反映した取締役報酬水準であること、及び、持続的成長に不可欠な人材を確保できる報酬とすることを基本方針としております。

監査役の報酬等は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査するという独立した立場から、その役割と責務に相応しい監査役報酬水準や報酬慣行等となること、かつ、優秀な人材の確保に配慮した体系

としております。

また、取締役及び監査役の報酬総額は、過年度定時株主総会の決議により、年額1億円以内となっております。

(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役個人別の報酬額の算出については、代表取締役に一任した旨が平成31年4月26日開催の定時株主総会後に同日開催された取締役会にて決議されております。代表取締役は、各取締役に期待する役割・機能等に対する各取締役の報酬に関する内容および各期の業績、各取締役の貢献度、職務遂行に係る時間等を考慮した算出根拠等が、適切に各取締役の報酬へ反映されるように、社外取締役に諮問し答申を得た上で最終的に決定するものとしております。代表取締役に一任した理由として、当社グループの業績を俯瞰しつつ、各取締役の職責を客観的に評価できる立場であると判断し、決定しております。

また、監査役の報酬額につきましては、監査役の協議にて決定しております。

(3) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬のみとしております。

取締役、社外取締役ともに、役割・機能、職責の大きさ、貢献度、職務遂行に係る時間等に応じた役位ごとの固定報酬のみとし、固定報酬を12等分した定額を毎月金銭にて支給しております。

また、固定報酬の改定は、役位や役割が変更する場合、業績及び経営環境を鑑みて実施することを基本とし、改定時期は毎年定時株主総会終結の翌月としております。

② 当事業年度の提出会社の役員報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会及び監査役会等の活動内容

当事業年度に係る役員報酬等の個人別報酬等の内容について、平成31年4月26日付け取締役会で決議された決定方針に従い、代表取締役が当社第39期期初において算出した報酬額を社外取締役に諮問し、令和4年4月28日付けの取締役会開催日までに、社外取締役から、当社取締役の報酬等の決定に関する基本方針に沿ったものである旨の答申を得た上で、代表取締役により最終的に取締役及び監査役の個人別報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり相当であると、令和4年4月28日に開催された取締役会において判断しております。

なお、社外取締役からの答申内容については時宜にかなったものであり、同取締役会において特に異論はありませんでした。

### 3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外取締役下村昇治氏は、下村・奥村税理士法人の代表社員を兼任しております。監査役の呂娟氏は株式会社アルバックスの代表取締役を兼任しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	下 村 昇 治	当事業年度開催の取締役会には、13回中に12回に出席し、経験豊富な税理士の観点から必要な発言を行っております。
監 査 役	根 本 佳 明	当事業年度開催の取締役会には、13回中に13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、4回中に4回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	高 際 定 弘	当事業年度開催の取締役会には、13回中に13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、4回中に4回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	呂 娟	当事業年度開催の取締役会には、13回中に13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、4回中に4回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### 4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、平成26年10月2日以降の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人アリア

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24,000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額 24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をしております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、すべての役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるよう、倫理規程を定め、それを企業活動の中で具体化していくための企業行動規範を策定することにより、内部統制システムを運用します。

コンプライアンスマニュアルを策定し、必要に応じて役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。その他、定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。

また、リスク管理委員会ではリスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などを行うとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。

さらに、各部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役社長に監査報告を行っております。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

## **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理及び保存を行っております。また、社内規程については、適宜見直しを行い、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

## **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社におけるリスク管理につきましては、市場リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。さらに、リスク管理委員会においてリスクの把握・分析を行い、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめており、必要に応じ取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告することとしております。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長及び取締役会に報告し早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

## **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

## **5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社では、内部監査を担当する内部監査室を設置しております。なお、内部監査室は代表取締役社長直轄の組織であります。監査結果について適宜監査役に報告を行っており、さらに監査役は必要に応じて監査に関する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。また、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

## 6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、監査役の事前の承認を得るものとします。また、監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに、必要な会議に出席できるものとしております。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、社内規程により、取締役、内部監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、監査役会は必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。

さらに、常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することにより、監査を行ううえで必要な情報を収集します。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の社内規程において、監査役会を定期的開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的に行うための体制を構築しております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を管理部、不当要求防止責任者を管理部長としております。また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力及び団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内との関係部署が協力して組織的に対応します。



## 10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス

当社では、会議や会社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。また、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。

### (2) リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会を随時開催し内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

### (3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

### (4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(令和5年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,647,566</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>465,907</b>
現金及び預金	425,291	買掛金	305,551
売掛金	533,922	短期借入金	8,901
商品及び製品	107,028	1年内返済予定長期借入金	16,668
原材料及び貯蔵品	97,247	未払法人税等	15,978
前渡金	388,615	未払金	58,024
未収入金	50,971	訴訟損失引当金	46,944
短期貸付金	14,019	その他	13,839
その他	62,063	<b>固 定 負 債</b>	<b>275,010</b>
貸倒引当金	△31,592	長期借入金	246,117
		長期未払金	11,423
		長期預り保証金	1,650
		繰延税金負債	15,819
<b>固 定 資 産</b>	<b>347,943</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>740,917</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>227,019</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物	29,864	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,214,180</b>
建築附属設備	10,029	資本金	2,473,989
構築物	11,318	資本剰余金	3,012,757
機械及び装置	36,443	利益剰余金	△4,190,757
車両運搬具	11,880	自己株式	△81,809
工具、器具及び備品	3,039	その他の包括利益累計額	2,320
土地	119,200	為替換算調整勘定	2,320
建設仮勘定	5,243	非支配株主持分	38,090
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>63,938</b>		
のれん	63,627	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,254,592</b>
その他	311		
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>56,984</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,995,509</b>
投資有価証券	5,827		
敷金及び保証金	13,521		
長期営業債権	29,502		
その他	44,033		
貸倒引当金	△35,900		
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,995,509</b>		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（ 令和4年2月1日から  
令和5年1月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,019,669
売 上 原 価		3,773,546
売 上 総 利 益		246,123
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		455,642
営 業 損 失		209,518
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	529	
為 替 差 益	41,608	
そ の 他	10,056	52,194
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,324	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,135	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,882	
そ の 他	6,448	40,789
経 常 損 失		198,114
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,101	6,101
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,631	12,631
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		204,644
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,602
当 期 純 損 失		210,246
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,231
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		212,477

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（令和4年2月1日から）  
（令和5年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,205,930	2,744,698	△3,978,280	△81,809	890,539
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	268,059	268,059			536,119
親会社株主に帰属する 当期純損失			△212,477		△212,477
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	268,059	268,059	△212,477		323,641
当 期 末 残 高	2,473,989	3,012,757	△4,190,757	△81,809	1,214,180

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株 主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,700	1,700	6,101	11,359	909,700
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					536,119
親会社株主に帰属する 当期純損失					△212,477
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	620	620	△6,101	26,731	21,250
当 期 変 動 額 合 計	620	620	△6,101	26,731	344,891
当 期 末 残 高	2,320	2,320	—	38,090	1,254,592

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 上海銳有商貿有限公司、株式会社大都商會、株式会社豊都マテリアルズ、  
北都金属新材料株式会社

連結の範囲の変更

北都金属新材料株式会社は令和4年12月に設立しており、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である上海銳有商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

###### a 商品

総平均法による原価法

###### b 製品

主として個別法による原価法

###### c 原材料

主として個別法による原価法

###### d 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

###### e 販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20～38年

車両運搬具 4～6年

器具備品 6～8年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

商品又は製品の販売は、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約における当社グループの履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当又は対価の純額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用(株式交付費)は、発生時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に

移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ111,197千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日。）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### 1. のれんの減損損失の認識

当連結会計年度の連結貸借対照表の資産の部、固定資産、無形固定資産にのれん 63,627 千円を計上しております。

当社グループは、のれんに付き減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上いたしますが、当連結会計年度において損失は認識しておりません。

なお、減損損失の認識の要否の判定及び回収可能価額の算定の基礎となる子会社の事業計画は、将来の売上高の受注獲得見込み等の仮定も含み不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

当連結会計年度の貸借対照表の資産の部、固定資産に有形固定資産 227,019 千円及び無形固定資産（のれんを除く）311 千円を計上しております。

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。さらに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各資産または各資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要な場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しますが、当連結会計年度に減損損失を認識した資産または各資産グループはありません。

なお、割引前将来キャッシュ・フローの総額は事業計画に基づいており、その事業計画は将来

の売上高の受注獲得見込み等の仮定も含み不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

#### 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額171,228千円
2. 偶発債務

当社グループの連結子会社である株式会社大都商会に対して、過去の顧客・取引先から損害賠償等の請求を求める訴訟を提起されております。これら訴訟の請求額は69,352千円であり、現在係争中であります。当社グループといたしましては、訴訟において当社グループの主張を行っていく方針であります。現時点で、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る損失について引当金は計上しておりません。

#### 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類と数 普通株式 31,966,100 株
2. 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。

#### 【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産で運用する方針であります。また、一時的な剰余資金については、流動性を重視し、元本割れの可能性のある取組みは行わないこととしております。資金調達については、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針ですが、多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、得意先の信用リスクに晒されております。

出資金は、主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、当該企業の財務状況が悪化するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であり、支払時期に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

また、短期借入金は、短期的な経常運転資金の調達等を目的としたものであり、返済日は決算日後1年以内であります。1年内返済予定長期借入金を含む長期借入金は、設備投資資金の調達等を目的としたものであり、長期借入金の返済日は、決算日後も複数年に及びます。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債権残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

未収入金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債務残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

出資金は、定期的に発行体の財務状況を把握し、評価について決算期ごとに確認しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに借入金は、各部署からの報告に基づき管



理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制となっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年1月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,827千円）は含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (1年内返済予定分含む)	262,785	261,828	△957
(2) 長期未払金	11,423	10,127	△1,295
負債計	274,208	271,955	△2,252

(注1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、長期営業債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から当該貸倒見積高を控除した金額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	8,901	—	—	—	—	—
長期借入金	16,668	19,237	19,237	19,237	19,237	169,169

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定分含む）	—	261,828	—	261,828
長期未払金	—	10,127	—	10,127
負債計	—	271,955	—	271,955

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及び長期未払金

長期借入金及び長期未払金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	アパレル事業	不動産関連サービス事業	貿易事業	
売上高				
商品卸売上高	22,524	—	5,088	27,613
ライセンス収入	1,869	—	—	1,869
不動産売上高	—	3,216	—	3,216
貿易売上高	—	—	3,986,971	3,986,971
顧客との契約から生じる収益	24,393	3,216	3,992,059	4,019,669
外部顧客への売上高	24,393	3,216	3,992,059	4,019,669

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	476,010	533,922
契約負債	4,628	9,370

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記は省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産金額	38.12 円
2. 1株当たり当期純損失金額	7.57 円

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和5年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,332,088</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>395,463</b>
現金及び預金	277,354	買掛金	295,647
売掛金	505,457	1年内返済予定 長期借入金	16,668
商品	95,708	未払金	21,488
貯蔵品	48	未払法人税等	12,463
前渡金	368,321	前受金	504
前払費用	4,493	預り金	1,559
関係会社短期貸付金	74,668	訴訟損失引当金	46,944
未収消費税等	33,306	その他	188
その他	1,093	<b>固 定 負 債</b>	<b>233,155</b>
貸倒引当金	△28,364	長期借入金	231,943
		長期未払金	1,212
<b>固 定 資 産</b>	<b>594,687</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>26,942</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>628,618</b>
構築物	11,318	純 資 産 の 部	
機械装置	14,117	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,298,156</b>
器具備品	1,506	資本金	2,473,989
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	資本剰余金	3,012,757
その他	0	資本準備金	3,012,757
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>567,744</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△4,106,782</b>
出資金	27,139	利益準備金	1,951
関係会社株式	301,699	その他利益剰余金	△4,108,733
関係会社長期貸付金	221,713	別途積立金	2,105,060
敷金及び保証金	10,986	繰越利益剰余金	△6,213,793
長期営業債権	29,502	<b>自 己 株 式</b>	<b>△81,809</b>
その他	16,557	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,298,156</b>
貸倒引当金	△39,855	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,926,775</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,926,775</b>		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 令和4年2月1日から  
令和5年1月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		3,395,291
売 上 原 価		3,277,262
売 上 総 利 益		118,028
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		287,310
営 業 損 失		169,281
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	766	
為 替 差 益	40,101	
そ の 他	6,263	47,130
営 業 外 費 用		
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,882	
支 払 利 息	1,697	
貸 倒 引 当 金 繰 入	12,090	
そ の 他	8,018	28,688
経 常 損 失		150,838
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,101	6,101
税 引 前 当 期 純 損 失		144,737
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,849
当 期 純 損 失		148,587

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和4年2月1日から)  
(令和5年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,205,930	2,744,698	2,744,698
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	268,059	268,059	268,059
当 期 純 損 失			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	268,059	268,059	268,059
当 期 末 残 高	2,473,989	3,012,757	3,012,757

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,951	2,105,060	△6,065,206	△3,958,195	△81,809	910,623	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行						536,119	
当 期 純 損 失			△148,587	△148,587		△148,587	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計			△148,587	△148,587		387,532	
当 期 末 残 高	1,951	2,105,060	△6,213,793	△4,106,782	△81,809	1,298,156	

(単位：千円)

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	6,101	916,725
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		536,119
当 期 純 損 失		△148,587
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△6,101	△6,101
当 期 変 動 額 合 計	△6,101	381,431
当 期 末 残 高	—	1,298,156

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

###### a その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### b 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

###### a 商品

総平均法による原価法

###### b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

###### c 販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20～38年

車両運搬具 4～6年

器具備品 6～8年

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基

準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

商品又は製品の販売は、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当又は対価の純額を収益として認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

新株発行費用(株式交付費)は、発生時に全額費用処理しております。

##### ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 【会計方針の変更に関する注記】

##### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方針に比べて、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ111,197千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日。)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### 【会計上の見積りに関する注記】

##### 関係会社株式の評価



①当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式の金額 301,699千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式については市場価格がない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額として減損処理をしております。

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じていませんが、将来の不確実な経済条件の変動により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 7,615千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社短期金銭債権 75,934千円 (株式会社大都商会、上海銳有商貿有限公司)

関係会社長期金銭債権 221,713千円 (株式会社大都商会、上海銳有商貿有限公司)

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

貿易売上高

3,777千円 (株式会社大都商会)

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末日における自己株式の総数 普通株式 58,200株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	20,875
未払事業税	4,837
訴訟損失引当金	14,364
税務上の繰越欠損金	352,560
その他	875
繰延税金資産小計	393,513
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△352,560
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△40,953
評価性引当額小計	△393,513
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産純額	—

【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容または業種	議決権等の所有(被割合)(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	残高(千円)
役員議決権の半数を有する社員	恒流 JAPAN株式会社	東京都	80,000	貿易業	—	当社役員が80.00%保有している大都会ホールディングス株式会社が38.7%出資している会社	貿易売上(注1)	574,489	売掛金	368,680
子会社	株式会社大都会商社	東京都	50,000	貿易事業	100%	株式の保有	資金の貸付(注2)	—	関係会社短期貸付金	74,668
								—	関係会社長期貸付金	198,553
役員及びその近親者	鄧明輝	東京都	—	代表取締役社長	(被所有)直接10.47	当社代表取締役社長	借入債務の被保証(注3)	248,611	—	—

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等については、価格その他の取引条件を一般的な取引条件と同様にしております。

(注2) 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し決定しております。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対する債務保証であります。

#### 【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 【1株当たり情報に関する注記】

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産金額   | 40.68円 |
| 2. 1株当たり当期純損失金額 | 5.29円  |

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

**【追加情報】**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年3月29日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の令和4年2月1日から令和5年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年3月29日

新都ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊印  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中康之印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の令和4年2月1日から令和5年1月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの第39期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況（子会社の職務の執行状況を含む）について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年3月29日

新都ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 根本佳明 (印)

監査役 高際定弘 (印)

監査役 呂娟 (印)

(注) 監査役高際定弘および監査役呂娟は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 1. 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>衣料品の製造・販売</u></p> <p>2. <u>通信販売</u></p> <p>3. <u>損害保険代理業</u></p> <p>4. <u>商標権、意匠権、著作権の取得、譲渡並びに管理に関する事業</u></p> <p>5. <u>アクセサリー、服飾雑貨、室内装飾品、宝石及び日用品雑貨の製造、販売</u></p> <p>6. <u>各種イベントの企画、制作、実施</u></p> <p>7. <u>店舗、事務所のインテリアの企画、設計</u></p> <p>8. <u>広告代理店業務</u></p> <p>9. <u>ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営</u></p> <p>10. <u>不動産の売買、交換、賃貸借、リース、レンタル並びにそれらの代理、媒介及び管理</u></p> <p>11. <u>電気・通信及び電子機器、電池、電池応用製品の製造、販売</u></p> <p>12. <u>発電機器及びその関連機器の製造、販売</u></p> <p>13. <u>建設資材、物流・包装資材の製造、販売</u></p> <p>14. <u>医薬部外品、化粧品、香料、その他化粧品並びに健康食品の製造、販売</u></p> <p>15. <u>情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発、販売</u></p> <p>16. <u>前各号の製品・物品・ソフトウェアの輸出入、代理店業並びにこれらに関する修理、保守サービスの提供、受託</u></p> <p>17. <u>発電事業及びその企画、管理、運営並びに電気の供給、販売</u></p> <p>18. <u>産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分、再生処理業及びその請負業</u></p> <p>19. <u>総合リース業</u></p> <p>20. <u>有価証券の投資及び運用、各種債権の買取り、為替取引並びに各種金融業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>銅、アルミニウムその他金属再生材の開発、製造、加工、輸出入及び国内販売業務並びに資源・環境リサイクルに関する事業</u></p> <p>2. <u>廃プラスチック原材料及びスクラップの輸出入及び国内販売業務並びに資源・環境リサイクルに関する事業</u></p> <p>3. <u>産業廃棄物、一般廃棄物の収集・運搬・処理、リサイクル及びこれらリサイクル品の輸出入並びに請負事業</u></p> <p>4. <u>合成樹脂、合成繊維、化学繊維、天然繊維、その他の樹脂及び繊維並びにこれらの原材料の製造、加工、輸出入及び国内販売事業</u></p> <p>5. <u>建設資材、物流・包装資材の製造、輸出入及び国内販売業</u></p> <p>6. <u>医薬部外品、化粧品、香料、その他化成品並びに健康食品の製造、輸出入及び国内販売事業</u></p> <p>7. <u>不動産の企画、売買、仲介、賃貸、管理等の不動産事業</u></p> <p>8. <u>衣料品の製造・輸出入及び国内販売事業</u></p> <p>9. <u>商標権、意匠権、著作権の取得、譲渡並びに管理に関する事業</u></p> <p>10. <u>アクセサリー、服飾雑貨、室内装飾品、宝石及び日用品雑貨の製造、輸出入及び国内販売事業</u></p> <p>11. <u>インターネット、ソフトウェアの開発、輸出入及び国内販売事業</u></p> <p>12. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>13. <u>通信販売</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>21.</u> 労働者派遣事業</p> <p><u>22.</u> 有料職業紹介事業</p> <p><u>23.</u> ペットフード及びペットケア用品の企画、製造、加工、販売及び輸出入</p> <p><u>24.</u> 合成樹脂、合成繊維、化学繊維、天然繊維、その他の樹脂及び繊維並びにこれらの原材料の製造、加工、販売及び輸出入</p> <p><u>25.</u> 印刷業及び印刷物、印刷システム機器の製造、販売、企画及び輸出入</p> <p><u>26.</u> 病院外における介護及び介護に関する事業</p> <p><u>27.</u> ドラッグストアの経営</p> <p><u>28.</u> 塩、たばこ、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）等の食料品並びに農畜産物、水産物に関する貿易業、売買業、仲立業およびその代理業並びに製造業、加工業</p> <p><u>29.</u> 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介</p> <p><u>30.</u> 前各号に関するコンサルタント業務</p> <p><u>31.</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>	<p><u>14.</u> 損害保険代理業</p> <p><u>15.</u> 各種イベントの企画、制作、実施</p> <p><u>16.</u> 店舗、事務所のインテリアの企画、設計</p> <p><u>17.</u> 広告代理店業務</p> <p><u>18.</u> ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営</p> <p><u>19.</u> 電気・通信及び電子機器、電池、電池応用製品の製造、販売</p> <p><u>20.</u> 発電機器及びその関連機器の製造、販売</p> <p><u>21.</u> 情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発、販売</p> <p><u>22.</u> 前各号の製品・物品・ソフトウェアの輸出入、代理店業並びにこれらに関する修理、保守サービスの提供、受託</p> <p><u>23.</u> 発電事業及びその企画、管理、運営並びに電気の供給、販売</p> <p><u>24.</u> 有価証券の投資及び運用、各種債権の買取り、為替取引並びに各種金融業</p> <p><u>25.</u> 有料職業紹介事業</p> <p><u>26.</u> ペットフード及びペットケア用品の企画、製造、加工、販売及び輸出入</p> <p><u>27.</u> 印刷業及び印刷物、印刷システム機器の製造、販売、企画及び輸出入</p> <p><u>28.</u> 病院外における介護及び介護に関する事業</p> <p><u>29.</u> ドラッグストアの経営</p> <p><u>30.</u> 塩、たばこ、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）等の食料品並びに農畜産物、水産物に関する貿易業、売買業、仲立業およびその代理業並びに製造業、加工業</p> <p><u>31.</u> 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介</p> <p><u>32.</u> 総合リース業</p> <p><u>33.</u> 前各号に関するコンサルタント業務</p> <p><u>34.</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とう めいはい 鄧 明輝 (昭和38年9月17日生)	平成4年4月 株式会社大都商会 設立 代表取締役専務 就任 平成12年12月 株式会社大都商会 同社代表取締役社長 就任 (現任) 平成17年6月 大都(香港)實業有限公司 設立 董事 就任 (現任) 平成28年1月 大都ホールディングス株式会社 設立 代表取締役社長 就任 平成29年4月 当社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大都商会 代表取締役社長 大都(香港)實業有限公司 董事	3,340,918株
2	つかもと ゆうぞう 塚本 雄三 (平成3年9月13日生)	平成25年1月 株式会社大都商会 入社 平成27年4月 株式会社アクロス商事 入社 平成28年9月 CLICK TECH株式会社 入社 平成29年12月 奢奢有限公司 入社 令和3年1月 当社 入社 令和3年4月 当社 取締役 (現任)	一株
3	ほんだ さや 半田 紗弥 (昭和41年10月30日生)	平成6年5月 東方企画 入社 平成23年4月 楽購思商貿有限公司 副社長 平成26年5月 上海藍翼國際貿易有限公司 社長 平成29年4月 当社 取締役 (現任)	一株
4	しもむら しやうじ 下村 昇治 (昭和33年3月2日生)	昭和55年4月 上毛新聞社 入社 昭和61年4月 伊藤公認会計士事務所 入所 平成6年4月 株式会社エヌケイコンサルタント設立 代表取締役 就任 平成8年12月 税理士試験合格 平成22年7月 税理士登録 下村昇治税理士事務所 所長 (現任) 平成29年4月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 下村・奥村税理士法人 代表社員	一株

- (注) 1. 取締役候補者塚本雄三氏は当社代表取締役の二親等に該当します。その他の候補者は当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 下村昇治氏は社外取締役候補者であります。
3. 下村昇治氏は、税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社とは利害関係のない見地から、適切な指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は税理士としての専門的な知識を活かし、経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。
4. 下村昇治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、下村昇治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において下村昇治氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社の間で締結し、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### **第3号議案 取締役の報酬額改定の件**

#### 変更の理由及び内容

株式会社東京証券取引所が実施する市場区分の再編（2022年4月）に伴う職責の拡大、経済情勢の変化等を勘案し、取締役の報酬額を年額7000万円以内（うち社外取締役分は500万円以内）と改定させていただきたく存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。当該取締役報酬額改定につきましては、「取締役等の報酬等の決定方針」に沿った内容となって相当であると判断しております。

### **第4号議案 監査役の報酬額改定の件**

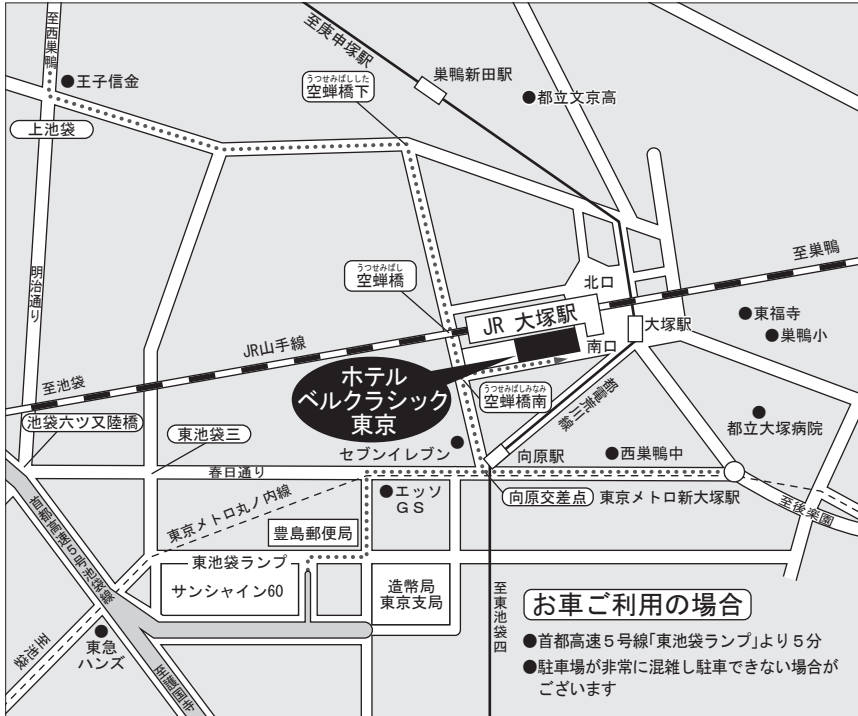
#### 変更の理由及び内容

株式会社東京証券取引所が実施する市場区分の再編（2022年4月）に伴う職責の拡大、経済情勢の変化等を勘案し、監査役の報酬額を年額3000万円以内（うち社外監査役分は500万円以内）と改定させていただきたく存じます。当該監査役報酬額改定につきましては、「監査役等の報酬等の決定方針」に沿った内容となって相当であると判断しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
 ホテルベルクラシック東京 8階「ラプソディ」



## お車ご利用の場合

- 首都高速5号線「東池袋ランプ」より5分
- 駐車場が非常に混雑し駐車できない場合がございます

## 電車ご利用の場合

●電車等の交通機関が便利です

- 池袋駅⑦ホーム
- 新宿駅⑬ホーム
- 上野駅②ホーム
- 東京駅④ホーム
- 羽田空港
- 浜松町駅②ホーム
- 東京モノレール23分

- 山手線外回り2分
- 山手線外回り11分
- 山手線内回り14分
- 山手線内回り22分
- 山手線内回り28分

## 大塚駅

南口より徒歩1分

## <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、会場系のマスク着用などの感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、書面により事前に議決権行使をいただけます。